

超高所得者へのミニマム課税の対象拡大

安定財源確保

いわゆる「1億円の壁」の解消のため、「超高所得者へのミニマム課税(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)」が令和7年分から適用されるが、ガソリン暫定税率の廃止や教育無償化に伴う安定財源の確保のため、さらに課税対象が拡大される。

【適用時期】令和9年分以後の所得税

<改正の内容>

【計算式】

- ① 通常の所得税額
- ② 【改正前(令和7・8年)】
(基準所得金額－特別控除額3.3億円)×税率22.5%
↓
【改正後(令和9年～)】
(基準所得金額－特別控除額1.65億円)×税率30%
- ③ 差額(②－①)を申告納税

(参考)基準所得金額

合計所得金額	申告不要制度を適用した所得 (配当金・上場株の売却益)	スタートアップ再投資 やNISAの非課税所得
基準所得金額		

《 実務上のポイント 》

- ・事業承継、M&Aによる株式や不動産の売却など、分離課税で所得税率15%の場合、「所得3.3億円(改正前:9.9億円)」を超えると追加負担が発生する点に注意
- ・令和8年と9年で税負担が異なるため、売却タイミングを要検討

【所得全体が分離課税15%の場合】

<改正前>

9.9億円超で追加負担

所得金額	4億円	5億円	10億円
分離課税15%①	6,000万円	7,500万円	1億5,000万円
ミニマム課税②			1億5,075万円
差額②－①	(追加負担なし)		+75万円

3.3億円超で追加負担

<改正後>

所得金額	4億円	5億円	10億円
分離課税15%(①)	6,000万円	7,500万円	1億5,000万円
ミニマム課税(②)	7,050万円	1億50万円	2億5,050万円
差額(②－①)	+1,050万円	+2,550万円	+1億50万円
負担率(②÷所得)	17.6%	20.1%	25.1%
住民税5%も考慮	22.6%	25.1%	30.1%

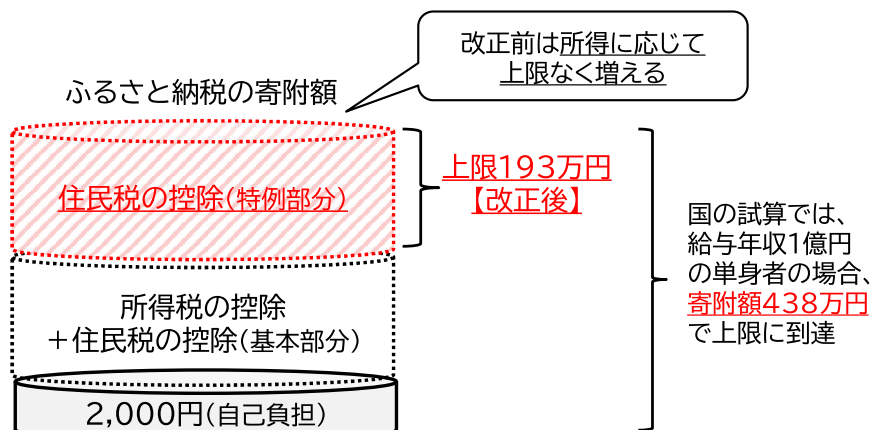
超高所得者へのふるさと納税の上限設定

ふるさと納税制度の健全な運用に向け、次のとおり見直される。

- ① 超高所得者に対する優遇を制限するため、**住民税の特例控除額**に対して**令和9年寄附分**から**定額上限193万円**が設定される。
- ② 自治体が活用できる財源割合を**令和11年に6割以上**とするため、経費率が5割から「**4割**」まで段階的に引き下げられる。
- ③ 法令違反をした自治体の指定取消期間を**3年以内**(改正前:2年)とし、**最大5年前**(改正前:最大2年前)の違反事案までさかのぼれる。

<改正の内容>

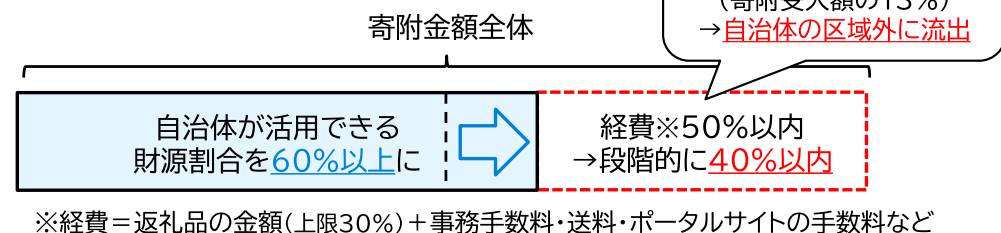
① 超高所得者へのふるさと納税(住民税の特例控除額)の上限設定



《 実務上のポイント 》

- ①に該当する場合は少数と考えられるが、給与だけでなく、事業承継、M&Aによる株式や不動産の売却などにより、一時的に枠が急増する場合も上限に達する可能性がないか注意が必要。

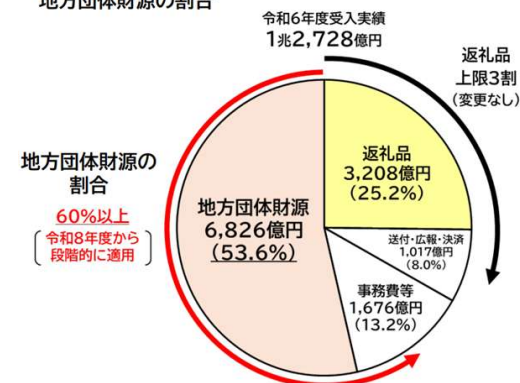
② 財源割合の引上げ(経費率の引下げ)



【財源割合の段階的引上げ】

~R7(改正前)	50%
R8	52.5%
R9	55%
R10	57.5%
R11	60%

地方団体財源の割合



【出典】総務省「令和8年度地方税制改正(案)について」